学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見 書

本年6月18日午前7時58分に大阪府北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む6名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、150名以上の児童生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎等の天井、ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊し、その下敷きになった児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設におけるブロック塀等の緊急点検を要請したが、学校施設の点検、安全性の確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

よって、政府においては、引き続き学校施設や通学路におけるブロック塀等の 安全性を確保するため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検、調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
- 2 全国の通学路も緊急総点検、調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方公共団体に対する技術的、財政的支援を行うこと。その際、一般家庭のブロック塀等であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業の積極的な活用を図ること。
- 3 学校施設の安全対策に要する費用については、ブロック塀等の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省が所管する公立学校施設の防災機能強化事業に係る補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月13日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様総 務 大 臣 石 田 真 敏 様文部科学大臣 柴 山 昌 彦 様国土交通大臣 石 井 啓 一 様